

乳幼児接種・オミクロン株対応

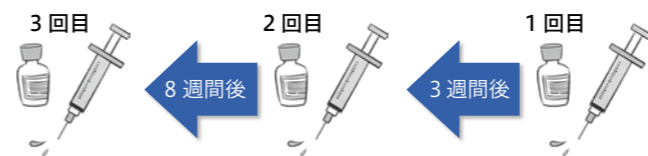
(11月11日時点の情報)

新型コロナウイルスワクチン接種情報

市では、11月から生後6カ月から4歳までの乳幼児を対象としたワクチン接種を開始しました。また、オミクロン株に対応した2価ワクチンの接種も引き続き実施しています。インフルエンザの流行や年末年始の感染拡大が懸念されていますので、接種券をお持ちの方は接種をご検討ください。

乳幼児の初回接種

- 対象者 接種日時時点で生後6カ月から4歳までの人
 - 接種回数 合計3回
 - 接種期間 令和5年3月31日(金)まで
- ※接種期間中に3回のワクチン接種を完了するためには、1回目の接種を1月13日(金)までに行う必要があります。



オミクロン株対応ワクチン

- 対象者 初回接種(1・2回目の接種)を完了した12歳以上の人
- 接種回数 1回(現時点では、オミクロン株対応ワクチンの接種は一人1回までです)
- 接種期間 令和5年3月31日(金)まで
- 使用ワクチン オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチン

- 接種間隔 最終の接種日から3カ月経過した人(10月21日から、接種間隔が5カ月から3カ月に短縮となりました)
- 接種券の発送 前回接種から3カ月経過した人へ順次発送

共通事項

※新型コロナウイルスワクチンの接種前後にインフルエンザの予防接種を除く他の予防接種を行う場合は、原則13日以上の間隔を空けてください。

※初回接種を希望する人は、できるだけ年内に接種を行ってください。

※今後、国の方針により、内容が変更となる可能性があります。

- 問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室
☎71・2470 ID 91687

価格高騰による支援・子育て世帯への支援

給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、一定の要件を満たす世帯へ新たに給付金を支給します。また、新型コロナウイルスの影響で所得が下がった子育て世帯へ給付している子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限が近づいています。

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金

国の決定を受け市では、本給付金に市独自で2万円を上乗せして支給します。

- 対象 ①令和4年9月30日時点で世帯員全員が住民税均等割非課税の世帯
- ②家計が急変し、①と同等の事情にあると認められる世帯

※いずれも世帯員全員が、別世帯の住民税が課税されている人の扶養となっている場合は対象外

- 支給額 1世帯7万円(国5万円+市2万円)
- 支給を受けるには ①対象世帯に案内を送付します。書類提出が不要な場合もあるので、案内をご確認ください。
- ②申請書と必要書類を福祉課へ

提出。申請書は同課・市HPから入手できます。(内容を審査の上、支給を決定します)

- 提出期限 令和5年1月31日(火)まで

●その他 この給付金の対象とならない住民税所得割非課税世帯に対しては、長野県生活困窮世帯緊急支援金として1世帯につき5万円(県3万円+市2万円)が支給されます。詳細は来月号でお知らせするとともに、対象者には12月中旬以降に案内を送付します。

- 問い合わせ 福祉課
☎71・2500 ID 97722

子育て世帯生活支援 特別給付金

低所得の子育て世帯への生活支援として給付金を支給していま

す。申請期限が近づいていますので、該当する人は期限内に申請してください。

受給要件

ひとり親世帯

- ①公的年金等を受給していることにより、4月分の児童扶養手当を受給していない人
- ②家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準となっている人

ひとり親世帯以外の世帯

下表のとおり。所得と養育の両要件を満たす場合に支給対象となります。

共通事項

- 支給額 1世帯10万円(国5万円+市5万円)
- 申請期限 令和5年2月28日(火)まで
- 申請方法 申請書と本人確認書類・振込口座がわかる書類等を

コンセプトは「市民がつながる。安曇野がもっと好きになる。」 広報あづみのをリニューアル

令和5年1月発行号からデザインやレイアウト刷新し、紙面を通じて市民同士がつながり、安曇野市に愛着が持てる紙面を目指します。

- ロゴ 安曇野の四季や農産物をイメージした優しい「広報あづみの」に刷新
- デザイン 情報を詰め込み過ぎず、写真を多く使い、ほどよく余白を残すシンプルなレイアウトへ
- 問い合わせ 秘書広報課 ☎71・2400 ID 97116



●受給者要件(ひとり親世帯以外の世帯)

所得に関する要件	養育に関する要件	申請
令和4年度の市町村民税均等割が非課税となっていること	児童手当または特別児童扶養手当を受給していること	不要
	平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童のみを養育していること	必要
新型コロナウイルスの影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、市町村民税均等割が非課税となる人と同水準であること	児童手当または特別児童扶養手当を受給していること	必要
	平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童のみを養育していること	必要

子ども家庭支援課へ提出

※詳細は市HPをご確認ください。

●その他 ▼支給には税の申告情報が必要ですが、未申告の人は至急申告してください。

▽修正申告などで受給要件を満たさなくなった場合、返金していただくことがあります。

- 問い合わせ 子ども家庭支援課
☎71・2255 ID 77085
- ひとり親世帯 ID 79353
- ひとり親世帯以外 ID 79353